

この制度では公文書は開示が原則ですが、開示できない主なものは次の通りです。

1. 法令若しくは他の条例の規定により、公開することができないと認められる情報
2. 個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの
3. 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
4. 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報
5. 審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
6. 事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの